

## 神奈川県告示第 602 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 28 年 11 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

### 2 事業の種類

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

### 3 手続が開始される土地

#### (1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢及び字中谷並びに田谷町字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

#### (2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区桂台西二丁目、公田町字茶別当、字中谷及び字平台並びに田谷町字相ノ田、字相ノ田谷及び字峯地内

### 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課